

会 議 録

会議名(付属機関等名)		平成25年度 第3回 川西市子ども・子育て会議	
事務局(担当課)		こども家庭部 こども家庭室 こども・若者政策課	
開催日時		平成25年12月12日(木) 午後3時～午後5時	
開催場所		川西市役所 4階庁議室	
出席者	委員	農野委員 中橋委員 中瀬委員 杉森委員 森友委員 南委員 乾委員 和田委員 田中委員 田上委員 正林委員 木下委員	
	その他	株式会社 名豊	
	事務局	こども家庭部長 中塚一司 こども家庭室長 山元 昇 こども・若者政策課 課長 井口俊也 主任 大島弘章 主事 天満あすか こども家庭部 参事兼児童保育課 課長 塚北和徳 子育て・家庭支援課 課長 田淵敏子 教育振興部長 泉 廣治 総務調整室長 森下宣輝 学校教育室長 上中敏昭 学務課長 中西 哲	
傍聴の可否		可	傍聴者数 18人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第		1. 開会 2. 議事 (1)子育て支援についてのアンケート調査(市独自調査)について (資料1・2・3) (2)子育て支援についてのアンケート調査(国ニーズ調査)の結果について (資料8・9) (3)子ども・子育て支援法に基づく基本指針における「教育・保育の提供区域」と「量の見込み」「確保の方策」について (資料4) (4)「地域子ども・子育て支援事業」の概要と委員提案シートで寄せられた「必要なデータ」について (資料5・6・7) (5)川西市子ども・子育て支援事業計画の骨子について(資料10・11) (6)その他 3. 閉会	
会議結果			

審 議 経 過

1. 開会（15：00）

2. 議事

【事務局】

ただ今より平成25年度第3回川西市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、公私何かとお忙しいところご出席していただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、委員お二人からご欠席の連絡をいただいております。まだお見えにならない委員もごございますが、本日の会議においては半数以上のご出席をいただいておりますので、川西市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定により会議が成立しておりますことをご報告いたします。

はじめに資料の確認をいたします。

（資料確認）

なお、当会議では会議録の作成を正確に行うためにICレコーダーによる録音をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

続きまして前回の会議以降、委員の解職及び委嘱がありました。川西市民間保育園協議会から委員にご就任いただいていた穂積委員から一身上の都合ということで解職願の提出がありました。これによりまして川西市民間保育園協議会から新たに南委員にご就任いただくことになりました。委嘱につきましてはお手元に辞令を置かせていただきましたのでご確認をお願いします。南委員から自己紹介をお願いします。

（南委員自己紹介）

議事に入らせていただきます。議事の進行は農野会長をお願いいたします。

【会長】

それでは、第3回川西市子ども・子育て会議を始めさせていただきたいと思っております。

今日は6点ほど議案があります。できましたら5番目の川西市子ども・子育て支援事業計画の骨子についてのところに時間をかけたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(1)子育て支援についてのアンケート調査(市独自調査)について 資料1・2・3

【事務局】

（資料1・2・3 子育て支援についてのアンケート調査（市独自調査）について説明）

【会長】

ありがとうございました。ご意見、ご質問ありますか。

ございませんか。そうしましたら2番目の議事に入ります。

(2)子育て支援についてのアンケート調査(国ニーズ調査)の結果について 資料8・9

【事務局】

(資料8・9 子育て支援についてのアンケート調査(国ニーズ調査)の結果について説明)

【会長】

ありがとうございました。前回の次世代育成支援に関するアンケート調査の回収率よりも高く回収できたという形ですね。どの地域的にも若干、明峰地域が11.6%と回収率が高かったところもありますが、おおむね各地域から調査をしていただけたと思います。小さいお子さんをお持ちのかたの方が意識が高いのでしょうか。ご意見、ご質問ありますか。

【委員】

1月に独自調査を出されるということで、前回に引き続き協力されるかたがあるとなっています。よく似た内容もありますし、今見ていたら地域差が出るかと思います。無作為なので大体どこの地域にもアンケートがいつているみたいですが、また同じかたが重なり多くの意見を聞くことからすると、前回の調査対象を外すことができますか。

【事務局】

前回のニーズ調査を行ったときのサンプリングで有効な差を得るために必要な通数を算出するとなったときに、ほぼ全世帯にいつてしまう地区がありました。ですから前回の調査を受けたかたを対象外とするとその地域が抜けてしまうことになります。また、前回の調査のサンプリングの時に同じ世帯に2通いかない様、1世帯あたり1通ということで制限していることもありまして、このようなことになっています。ですから前回はアンケートにご協力いただいているかたには申し訳ないと思いますが、このような形でさせていただければと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

国のアンケート調査というのはそれぞれの自治体の独自の項目も入れられるということだったのではないかと思います。それを入れずに川西市の独自調査を別にするというこの意味を教えてください。

【事務局】

国から示されたアンケート調査の雛形がありまして、前回行った調査はほぼそれを川西市版に作り変えた形になっています。これだけのボリュームになっているので、これに何かアンケートを足していくとなりますと、かなり回答者の負担も高くなりますし、それによって回収率が低くなることもありますので前回については最低限ということで国の雛形を入れさせていただきました。ただ計画の策定には他の事柄もお聞きしたいことも出てきますのでこのように2回に分けてさせていただきました。それに付け加えて時間的な問題

がありまして、国の調査については保育教育の利用を測定する役割を補っていますので、来年の3月くらいまでには国に報告していかななくてはならず、急いでする形になったためまずは国独自の調査を先にさせていただきました。ただ計画を策定するためにはそれ以外にお尋ねしたいこともありますので、その部分については少し時間をとらせていただいて、委員の皆さんのご意見もしっかり伺った上で実施をさせていただこうと思いましたので、2回に分けてさせていただきました。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

色々なところで同じような調査をしているかと思いますが、市と県の調査を含めて調査しているところもあると思います。さっき申し上げたように量が多くなる、回収率がどうなるかという点と、2回ぐらい実施した方がデータの精度が上がるという側面もあります。他にご意見ありますか。今回、市独自で出てきたデータと国基準のデータと2つ使えるということになります。よろしいでしょうか。

(3) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針における「教育・保育の提供区域」と「量の見込み」「確保の方策」について (資料4)

【事務局】

(資料4 子ども・子育て支援法に基づく基本指針における「教育・保育の提供区域」と「量の見込み」「確保の方策」についてについて説明)

【会長】

資料4に関して何かご質問はありますか。

【委員】

「(4) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供および当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容」の最後の行の、保幼小連携0～2歳にかかる取組と3～5歳にかかる取り組みの連携というのは、具体的にどのようなことですか。

【会長】

今、小学校に上がるときに学校の先生方と話しをする機会が増えると思いますが、具体的にどんな事業を想定するか、事務局としてこの点について何か。

【事務局】

ここは国の基本指針に基づいて記載をさせていただいています。その中では小学校就学後も含めて円滑に小学校に行けるように連携を深めていくということを計画に記載していくという形をとります。そういう部分について0～2歳、3～5歳について新しい仕組みでは区別がされるということもありますので、そこと

の連携も含めて記載をしていくということかと考えています。

【会長】

保幼小の連携については色々な形で取り組まれているかと思います。小学校の個々のサークルの交流や、行事を一緒にするとか、幼稚園では小学校の教育と接続するために幼児教育の内容をどのように組み立てればいいのかなど、色々なところで保幼小の連携についてはされているところもありますが、小学校の先生にお伺いした方がいいですかね。

【委員】

具体的には給食を来てもらって食べるというような取り組みもあります。

【事務局】

保幼小の連携ということで特に学校教育という流れの中で保幼小の連携というのは非常に重要視しているところで、特に公立幼稚園につきましてはプレスクールというような機能もどのように付加していくのかというところで取り組んでいます。委員からもございましたが、幼稚園の子どもたちが、特に隣り合わせにある小学校での給食体験のようなものを少なくとも学期に1回行う。あるいは、幼稚園の子ども達が小学校、中学校に出向いて自分たちのこれからの学校教育の場所を見学に行く。あるいはトライやるウィークという取り組みでも中学生が男女関わらず幼稚園、保育所にもご協力していただき体験に行くという形で幼小中それぞれの年齢を、学校公私を超えて協力や交流をしながら、子ども達自身も感じながら自分たちの成長を捉えていくという取り組みを現在川西市では行っています。

【会長】

ありがとうございます。保幼小の連携ということで文科省あたりが何か事業をしているのではと思いますが、従来保育所が幼稚園と小学校のところに入っていけなかったところがありましたが、最近はそうではなくて小学校の働きかけもできていると思います。

【事務局】

教育委員会から幼稚園の取り組みの紹介がありましたが、保育所も同じように進めています。そういった意味では小学校との連携を深めているという現状です。今後、連携の更なる充実というのが保育所の中で必要となってくると思います。

【会長】

保育と教育の連携も今回大きなテーマになっていると思います。行政が協力していただければいいと思います。他に何かありますか。

【委員】

幼児の部分はイメージできますが、0～2歳にかかる取り組みというのは、どのようなことがありますか。

【事務局】

新しい計画の国の指針の中では相互の連携が重要視されています。国に言われるまでもなく、小学校、保育所、幼稚園との連携は今までも大切にしてきましたが、新しい支援制度の中では、例えば地域型保育給付ということで、対象になる子どもさんが0・1・2歳という制度も新しくできています。そうすると3・4・5歳のところで別の施設に行く可能性が出てくるということもあり得ます。その部分でしっかり連携を図って、取り組んでいかなければならないということです。従来からしている小学校、保育所、幼稚園との連携に加えて新しい仕組みの中で予定されている0・1・2歳の保育にかかる部分と3・4・5歳の保育にかかる部分の連携についても計画の中で留意していかなければならないという趣旨です。

【会長】

従来から0・1・2歳の子ども達は在宅でおられたりすることもあり、どちらにおられるかという側面もあるので、そういう子ども達をしっかり意識していただきますと、そう捉えたらいいですか。

【委員】

地域型給付というのは、いわゆる小規模型保育所ということですよ。

【事務局】

小規模型保育所も含んでいますが、家庭的保育、事業所内保育、訪問型等です。

【委員】

保育を必要とする子ども達が入る施設ということで、保育ママであったりとか小規模保育だったりということですよ。その際に3～5歳へ上がる時の連携を十分考えて計画を立てなさいということでもいいですか。

【事務局】

そのあたり、比較的明確な文書になっていないかと教育委員会の方では認識しています。保幼小連携の中でも0～2歳と3～5歳に分かれています。いわゆる幼稚園が対象の3・4・5歳に対して私立、公立問わず、就園前の子ども達の体験などに取り組んでいるところも結構あります。ですから就園前の子ども達も幼稚園に体験入園したり、日々お母さんに連れられて子育て支援のような形で幼稚園施設に遊びに来る中で、更なる連携やスムーズな幼稚園への就園というのも促せるのではないかと、そのようなこともこの中に入っているのではないかと、幼稚園サイドとしてはそんなことも考えています。

【委員】

分かりました。0～2歳というのが具体的にどんなことかなと思いましたので、先程説明いただいた地域型給付にかかる部分というようなことみたいなので分かりました。

【委員】

それに関連してですが、幼稚園の就園前の利用ですが、預かり保育は川西市はどうなっていますか。預か

り保育は幼稚園を利用しているが、3～5歳になった時に保育所に移るようなケースはほとんどないのでしょうか。預かり保育というのは体験も含めてで、それから幼稚園に移行するものなのか。個々のケースでは預かり保育までは利用するが、その後は保育所の利用に変わるという事例も聞いたことがありますので。

【会長】

議事の4番目で前回、委員が提案しましたシートに必要なデータを示していただきたいと資料を作っていたので、それも合わせて川西市の現状を理解したいと、お話を進めさせていただいてよろしいでしょうか。では議事の4番目ですが地域子ども・子育て支援事業の概要と、川西市の現状について説明をお願いします。

(4)「地域子ども・子育て支援事業」の概要と委員提案シートで寄せられた「必要なデータ」について

(資料5・6・7)

【事務局】

(資料5・6・7 「地域子ども・子育て支援事業」の概要と委員提案シートで寄せられた「必要なデータ」について説明)

【会長】

資料7で私達委員からお願いしたデータについて、おおむね資料6と別紙でまとめていただいています。下線の部分がこれから出していただく部分になります。ご質問などありますか。

【事務局】

補足させていただきます。先程ご質問のありました幼稚園の預かり保育について、資料6の別紙で付けさせていただきます。公立幼稚園では預かり保育は実施していません。私立幼稚園市内8園の預かり保育の実施状況でございまして、通常保育日については7園で実施されています。休業日については2園、長期の休業日については6園で実施されていて、実績を記載しています。表の下の※印の1つ目ですが私立幼稚園の預かり保育については、在園児のみを対象に実施されていますので、先程ご質問のありました預かり保育を利用して実際の年齢になったら保育所へというのは現行の制度上、状況としてはないのかなと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。議題の4番目の中で必要なデータも一緒に示していただきましたが、ご質問ありませんでしょうか。川西市の現状を踏まえた上で、今後子ども・子育て支援事業計画を立てていかなければなりません。この第3回の会議では事務局からおおむねの計画の骨子について示されているのでこちらの説明をお願いします。

(5)川西市子ども・子育て支援事業計画の骨子について(資料 10・11)

【事務局】

(資料 10・11 川西市子ども・子育て支援事業計画の骨子について説明)

【会長】

国のものがなかなか示されていないのですが、来年の3月には都道府県を通じて一定の報告をしないと、非常にハードなスケジュールできています。そんな中で今回事業計画の骨子を示していただきましたが、少し時間をかけて残りの時間議論をしたいと思います。時間が足りない部分については意見の提出シートを用意していますのでそれに基づいて提出をお願いします。事業計画の骨子についてご意見ありますか。

【会長】

資料10では国の指針と事業計画の案を出していただいています。私から、気がついたことは国の指針の中の、障がい児など特別な支援が必要な子どもが円滑に、というところですが、川西市の事業計画には、多分中にあると思いますが、特に障がいについて見出しがありません。それが少し気になります。何かありませんか。

【委員】

資料10の国の指針の、教育保育提供区域の設定について詳しく教えてください。

【事務局】

教育保育提供区域の設定については今現在、事務局では市域全体を一つの区域としてはどうかと。ただ、就学前の子どもさんの教育と保育にかかる部分のうち、保育にかかる部分については中学校区を区域として設定してはどうかとご説明させていただきました。中学校区の設定については従前から保育所整備計画で中学校区で設定をしたということもあります。また、アンケートを見ますと0歳からのお子さんをお預かりしますので、家の近くの方がいいというご意見もいただいています。一方、幼稚園については私立の幼稚園を中心に、市域全体から通園されている状況もあります。そのようなこともありますので今申し上げた様に事務局として設定、検討させていただいた状況を説明させていただきました。この設定をすることによる影響ですが、基本的にはこのエリアごとに保育教育に関する量の見込み量を計算し、それに関する確保の方策を定めていくと。確保の方策、量の見込みについては計画期間が1年ごと、5年間ありますが1年目にはこうする、2年目にはこうするという形で定めていきたいと思います。区分については0～2歳の保育の必要性有り、3～5歳の保育の必要性有り、3～5歳の学校教育のみという形での区分設定になるということで、前回の会議で配りました資料6の5ページのところにイメージが掲げてあります。さらに地域型保育給付に関しては、市が認可をするということになりますので、そこについて認可をする・しないについても判断を

させていただくための区域設定にもなります。新制度に移行されます幼稚園、保育所、認定こども園については県が認可することになりますので、県の区域設定において需給を満たしているかいないかを判断しますので、市の区域設定が直接影響することはありませんが、地域型保育給付には影響します。

【会長】

よろしいでしょうか。

【委員】

アンケートの量の調査をしていますが、よほどの信憑性のある数字が出てこないとその区域を設定した場合、例えばA中学校にはこれだけの需要者がいる、それに対する供給が足らなかったら増やすということですか。

【事務局】

アンケート調査ですので信頼性等の部分で数字がどう出るかについて懸念されるのは大変理解できますし、実際の需要や供給の部分と少しかけ離れた数が出てくるということも想定されます。そういった場合は事務局のほうでも一定の調整をさせていただきますが、審議会でも少しご意見もいただいて、それも踏まえて数値目標を策定するという形になります。

【委員】

その場合に需要者が多いと踏んだ場合に、保育所を設置して需要に追いついていくということですか。逆の場合、やはり人口が減ってきている地域がありますので、保育所の数が多い時はどのようにになりますか。

【事務局】

保育所や幼稚園そのものを過剰だから減らしていく、なくしていくということではありません。ただ、実態として子どもさんが少ないので閉鎖をしていく、定員を縮小していくことは考えられるかと思います。需要が供給を下回っている、供給の方が多いという場合この計画をもって幼稚園、保育所を削減していくものではありません。逆に、供給が足りない場合にどのようにしていくかは考えていかななくてはいけないと思います。

【委員】

アンケートの場合、こういうものができたら利用しますかという質問の時にはみんな利用するとなります。そうすると、実際に物ができた、利用すると答えた人は本当に利用するのかというのは非常に疑問に思います。アンケートは信憑性があるようで、数字のパーセンテージは非常に不安定なものだと思います。そこに認定こども園化をなささいというような国の動きの中で区域の設定をしてしまったときに、親は認定こども園というのは今の保育所制度と違って、直接契約になります。そうすると区域外の人でもそこがよければ直接契約に行きます。その時の対応はできますか。

【事務局】

区域を設定しますが、区域内の保育所、認定こども園しか通ってはいけないということではありません。

【委員】

そうすると、区域を設定した中で需要と供給のバランスを見ていくということですね。そのバランスがとれていないところは、公立の定員を見てもそうですが、その地域からよその地域へ直接契約した時には需要者が減ります。供給の範囲はそのままだんだん下がっていくことになります。そうすると区域の設定の意味合いが、区域で需要がオーバーすれば小規模園でも認定していく半面、供給過剰なところが出てくる。逆に市全体として需要供給のバランスがうまくとれているかということの方が大事ではないかと思います。川西市に添った方向で考えていただかないと。

この資料の定員の数字が合わないところもありますので、資料6の2ページ目ですが、公立は定員の数字が高くてわかりますが、私立の保育所で大半が、上段が定員数、下段が入所者数、定員がぴったり合うところがありません。全く合計が違います。私立の保育所は0～5歳までの年齢別の定員が入っています、それを足したものが合計になるとと思いますが合計の数字が全部低いんです。

【会長】

よろしいですか。川西市は市全体を一つの区域として定めるといふ、国の指針に基づきますと事業ごとの区域設定をしても構わないという形になっています。今幼稚園は従来から区域がなく、どういった区域になるか懸念があるのは非常に分かります。まず、調査データをどう扱うかですが、厳密に実態をどこまで把握できているか、例えば今回、国調査でしていただいた資料9の6ページ目、区域によって17人から32人の差があり、トータル183あると、おおむねが30～60パーセントくらいの差があるということは、子どもが病気になったときに親族に面倒をみてくれというかたと、どこかに預けなければならないご家庭と混在しているかと思います。これを見ると各地域おおむねそれぞれ出ていますので、場合によっては病時保育の区域を設定するというのも可能かと、そういう感じの区域イメージですね。整備上必要であればきめ細かく区域設定をし、むしろ色々な要素が入って区域を設定すると運営上難しいのであれば、緩やかに設定をすると、そんなイメージで捉えています。統計の数値について今ご指摘があったところ、ご説明をお願いします。

【事務局】

ご指摘いただいた私立保育所の定員数ですが、入所できる各年齢ごとの上限の数字で記載をしています。これは基準に応じた定員で、何人までいけるかという数字で、合計の数字と合っていません。ですからこれについては精査しまして次回の会議までに修正いたします。失礼しました。

【事務局】

合計に書いてあるのが届出定員、それぞれの年齢の部分にあるのが実際に入所できるであろう子どもさんの数です。本来でしたら、届出定員に合計が合うはずですが、記載してあるのが保育室の面積基準で最大これくらいの子どもさんを預かれるという数字です。届出定員とは違ってしますので、誤解をまねく恐れがありますので差し替えをしたいと思います。

【会長】

よろしいでしょうか。

【事務局】

やはり色々ご意見お考えがあると思いますので、時間の許す限り検討したいと思います。先程申し上げたことが確定ではありませんので、他にもご意見をお願いします。

【会長】

他にもございましたら、意見提出シートがありますのでそちらを活用していただきたいと思います。それでは、その他に移りたいと思います。

(6) その他

【事務局】

(その他説明)

【会長】

委員のみなさまには是非ご意見を出していただけたらと思います。他に何もなければこれで終わりたいと思いますが、何かありますでしょうか。

【委員】

先程から事務局のかたが言われていましたが、地域型給付条例について認可は市が行うということですので、市が条例をもつこととなりますよね。その条例を作るにあたって、ここの子ども・子育て会議との関連性といいますか、ここで出た意見を条例に反映していただけますか。

【事務局】

条例は市で議会に提案して審議していただく形になりますが、原案の作成については皆様のご意見を踏まえてということが必要になるかと思います。こちらのご意見は参考にさせていただきます。ただ、それだけではなく、国からある程度枠が決められる部分もあります。それ以外の要素も考えなくてはけません。いろいろなことも踏まえて市で条例案を作成して、議会に提案をするということになります。

【会長】

よろしいですか。他にありますか。なければ事務局お願いします。

(連 絡 事 項)

【事務局】

次回の予定は2月7日（金）午後3時から、もしくは2月8日（土）午後3時からのどちらかで開催を決定していただければと思います。第5回は3月18日（火）午後3時からになります。

【会長】

では次回は2月8日（土）になります。第5回は3月18日（火）午後3時からでお願いします。

【事務局】

では次回は2月8日（土）、第5回は3月18日（火）午後3時からでお願いします。

3. 閉会

【事務局】

以上で第3回川西市子ども・子育て会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。